账

髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知 市 丸 ノ 内

 一丁目2番20号
 発
 行
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

○正誤(平27・6・30付け 告示ほか)

		口	1/\					
告	示							ペーシ
O7	種畜証明	書の交	付の通報		(畜産	振興	(課)	1
0	道路の区	域変更			(道	路	課)	2
公	告							
0)	農用地利	用配分	計画の認可	の申請	(農地	1・担	l۷۱	
					手丸	策課	į)	2
\circ	土地改良	区の役	員の就退任	:	(農業	基盤	課)	2
0:	土地改良	区の定	款変更の認	可	(")	2
07	砂利採取	業務主	任者試験の	実施	(用地	対策	課)	2
高知	県人事委	員会規	則					
(O)	公平委員	会の事	務委託市町	村、一部事務	务組合	及ひ	ば 広域	Ì
j	連合の管理	理職員	等の範囲を	定める規則の	り一部	で改	正す	-
	る規則							3
→ :	÷.Π							

------告 示

高知県告示第425号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。 平成27年7月10日

高知県知事 尾﨑 正直

種畜証明書番号	検査年 月日	名前 (登録・登記番号)	家畜 の種 類	品種	生年月日	検査 成績	飼養者の住所及び 氏名
11231935215	平27· 6·8	夢千代 (全和褐208)	牛	褐毛 和種	平17· 9·8	1級	土佐清水市 西村 亮

恒

高知県告示第426号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年7月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁淀東津野
- 3 道路の区域

K f	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町船列	⋾字	前	4. 2	144
四門防4022番 8		後	4. 5	144
高岡郡津野町船列トチ坂4008番から	- 1	前	4. 3	166
高岡郡津野町船列 トチ坂3994番まで	- 1	後	4. 6	166

-----公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了 の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を 提出することができる。

平成27年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
- (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称

香南市香我美町下分1990番地 黒石 博章

- (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 香南市香我美町上分字中幅276番2及び277番1
- 2 申請年月日

平成27年6月23日

3 縦覧場所

高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間

平成27年7月10日(金)から同月24日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

5 意見書の提出先

高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県農業振興部農地・担い手対策課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市行川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

······

平成27年7月10日

高知県知事 尾﨑 正直

					1. 4 /		, ,	
役名	氏	名		住		所		
(退任)								
理事	村田	和明	高知	市行力	434			
"	細木	義博	"	"	467			
JJ	中屋	邦雄	"	IJ	1244 -	2		
"	細美	利明	"	"	121-	2		
"	吉本	章男	"	"	271			
"	吉本	恒雄	"	"	1162			
監事	和田	雅秀	"	"	263			
"	東村	泰明	"	"	1101			
(就任)								
理事	村田	和明	高知	市行力	434			
"	細木	義博	"	"	467			
"	中屋	邦雄	"	"	1244 -	2		
"	細美	利明	"	"	121-	2		
"	吉本	章男	"	"	271			
"	吉本	恒雄	"	IJ	1162			
監事	和田	雅秀	"	IJ	263			
"	東村	泰明	"	IJ	1101			

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定によ

り、北川土地改良区の定款の変更を平成27年6月26日に認可した。

平成27年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

砂利採取法(昭和43年法律第74号) 第15条第1項の規定による 砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成27年7月10日

高知県知事 尾﨑 正直

1 試験の日時及び場所

平成27年11月13日(金)午前10時から2時間 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下臨時会 議室

2 試験の方法及び科目

次の科目について筆記試験を行う。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び 河川工学に関する事項を含む。)
- 3 受験資格

資格は、問わない。

- 4 提出書類
- (1) 受験願書1通
- (2) 履歴書1诵
- (3) 写真(手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)1枚
- 5 受験手数料

8,000円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

- 6 受験願書の受付期間及び提出先
- (1) 受付期間

平成27年10月13日 (火) から同月30日 (金) までの県の執 務時間内 (郵送による場合は、平成27年10月30日付けの消印 のあるものまで受け付ける。)

(2) 提出先

高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県土木部用地対策課

- 7 合格者の発表
- (1) 平成27年11月下旬、高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示する。
- (2) 合格者本人には、合格証を送付する。
- 8 受験願書の請求

高知県土木部用地対策課に請求すること。

なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と朱書の上、宛先を明記して82円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

. .

些

9 その他

詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月10日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第24号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連 合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規 則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1四万十市教育委員会事務局の項中「教育長 教育次 長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

恒

榖

正誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	Œ	誤		
平27・6・30	9749	○告 示	3	右 (41・42)	(6) 変更理由 設置する者の代表者の氏名及び小売業を行う者に変更が あったため	(6) 変更理由 建物設置者の代表者を変更したため		
平27 · 7 · 3	9750	〇告 示	4	左 (11~13)	幡多郡三原村柚ノ木 <u>字コギレ</u> 1167番1地先まで	幡多郡三原村柚ノ木コギレ1167番 1 地先まで		

₹